日弁連委員会ニュース

7月号 CONTENTS

IP-NEWS 知的財産最前線……1・2面
日弁連刑事弁護センターニュース……3面
接見交通最前線……4面
共謀罪法案対策本部ニュース……5面
国際活動に関する協議会ニュース……6面

IP-NEWS 知的財産最前線 2016.7.1 NO.2
編集責任：日弁連知的財産センター

日弁連知的財産センターは、日弁連の中で知的財産政策全般を取り扱い、その活動も多岐に渡っています。今回は、知財制度整備の過渡期にあるミャンマーへの訪問報告と、本年5月に決定された「知的財産推進計画2016」等についてお伝えします。

ミャンマーにおける知的財産関係機関調査について（2016年2月訪問）

日弁連知的財産センター副委員長　宮川　美津子

日弁連知的財産センター（「知財センター」）は、2016年2月7日から12日まで、弁護士知財ネット（「知財ネット」）との合同プロジェクトとして、ミャンマー連邦共和国（「ミャンマー」）を訪問し、同国における知的財産関係の法整備状況、知的財産制度の構築にむけた準備作業の現状や実務の状況を調査するとともに、10日と11日には、首都ネピドーにて、科学技術省と独立行政法人国際協力機構（「JICA」）と日弁連の共催によるワークショップ、及びミャンマー連邦最高裁判所（「連邦最高裁」）とJICAと日弁連の共催によるワークショップを行った。

今回の訪問団は、知財センター委員を中心とし、各種コーディネートのため現地の実情に詳しい知財ネット（国際チーム）所属の弁護士も含めた総勢19名で構成された。また、特許庁「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」委員としてミャンマーにおける知的財産制度整備に尽力され、現地関係機関からの信頼も厚い熊谷健一明治大学教授に準備段階から協力を仰ぎ、訪問団にも同行いただいた。

知財センターの副委員長であり国際PTのメンバーでもある筆者は、プロジェクト・リーダーとして、今回の調査とワークショップの経緯及び概要について以下の通り報告を行う。なお、関係者の肩書はいずれも訪問当時のものである。

知財センターは、2013年に初めてタイ王国の首都バンコクで知的財産関係機関調査を行い、2014年には、知財ネットと共同で、インドネシア共和国の首都ジャカルタで2回目の知的財産関係機関調査を行った。今回の調査プロジェクトはこれらの調査に引き続くものである。今回の調査で特筆すべきは、2回にわたるミャンマー関係機関幹部とのワークショップの開催である。ミャンマーでは知的財産関連法案がまさに国会審議中というタイミングであったことから、今回の調査団は、現地の知的財産保護の実態を調査するだけでなく、将来構築される知的財産制度と知的財産紛争処理のために、日本の知的財産制度と知財訴訟の実務に関する情報をミャンマー知財関係機関に提供し、当該機関と意見交換を行う目的でワークショップを行った。

ミャンマーは、2011年3月のテイン・セイン政権発足以降、民主化とともに、市場経済化に向けて、経済改革に取り組んできた。また、2015年11月に行われた総選挙の結果、アウンサン・スーチー党首率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝し、2016年2月1日には、NLDが上下両院の過半数の議席を握った国会が召集された。NLDを中心とするティン・チョウ新政権が3月30日に発足した。ミャンマーの国勢及び現状については、一般財団法人経済産業調査会が発行する月刊知財ぷりずむ2016年3月号において独立行政法人日本貿易振興機構（「JETRO」）ヤンゴン事務所山岡寛和所長の寄稿及びヤンゴンで執務する知財ネット（国際チーム）所属弁護士の報告があるのでそちらを参照されたい。

我が国も、官民を挙げて、同国を積極的に支援していく方針を推進しており、JICAは、2013年11月から、連邦最高裁及び法案起草に関する助言・審査、刑事行政などを担当するミャンマー連邦法務長官府（「法務長官府」）との間で、両機関を実施機関とし、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を開始した。その一環として、知的財産法案作成及び知財庁設置に対する支援が行われてきた。

その結果、2016年2月1日に召集された国会で、商標法、特許法、意匠法及び著作権法の法案が審議される予定であった（しかし、審議及び成立時期は見通せない状況にある）。そこで、特許等の登録を担当する行政庁（「知財庁」）の設立を担当する科学技術省（2016年3月の省庁再編で、同省の知財部門は「教育省」に統合された。）では、知財庁新設及び規則の制定等の準備が進められていた。また、連邦最高裁においては、知財法施行後の知的財産関連事件に対応するため、裁判所の組織整備や手続の策定、ガイダンスの作成、裁判官や職員に対するトレーニング等について対応に迫られている。

ミャンマーの関係機関訪問にあたっては、法務省法務総合研究所、特許庁、外務省、在ミャンマー日本大使館、JICA及びJETRO等、ミャンマーの法整備支援や経済支援にあたる関係機関から多くのご紹介、情報提供その他の多大なご協力をいただくことができた。中でも、法務省から法務長官府に派遣されているJICAチーフリーガルアドバイザー國井弘樹氏及びJICAリーガルアドバイザー坂野一生氏、JICA知財アドバイザーとして特許庁から科学技術省に派遣されている上田真誠氏、そして、JETROヤンゴン事務所山岡寛和所長及び同バンコク事務所高田元樹知的財産部長（東南アジア担当）にはここに謝意を表したい。また、連邦最高裁とのワークショップでは、日本の知的財産高等裁判所を紹介する資料として、同高裁の英文パンフレットが大変役に立った。ご提供下さった最高裁行政局に感謝申し上げたい。

調査初日の8日は、午前10時からミャンマー財務省関税局に派遣されているJICAチーフアドバイザー植野修平氏と面談した。植野氏から、ミャンマーでは通関事務手続の迅速化、ペーパーレス化が課題であり、日本のODAでミャンマーに電子通関システムを導入し、通関手続の近代化を図ろうとしていることが説明された。他方、知的財産については、法整備以前に、なぜ権利を守らなければいけないのかというところから税関職員を含め国民の意識を変えなければならないとのお話が印象的であった。なお、模倣品について税関に登録制度はあるが、実効的な取り締まりは行われていない状況であるとのこと。午後は、ヤンゴン税関とJETROヤンゴン事務所の山岡所長を訪問し、その後JICAミャンマー事務所中澤所長を訪問し、JICAのミャンマー支援活動の概要につきご説明をうけた。また、ミャンマーへの投資状況、日・ミャンマー協力により昨年9月に開業したティラワ工業団地等についてもご説明いただいた。投資の障害となっているのはインフラと法律の未整備であるといわれており、法整備、特に経済法の必要性をミャンマーの政策決定者に伝えたいとのことであった。

2月9日は、午前10時からヤンゴン管区東地方裁判所を訪問し、同裁判所所長、副所長2名及びヤンゴン州チーフ法務オフィサーを含む裁判所挙げての歓迎を受けた。大会議室でミャンマーの司法制度や裁判実務についてご説明を受け質疑応答の後、裁判所庁舎内をご案内頂き、民事と刑事事件の法廷傍聴の機会を得た。

2月9日ヤンゴン管区東地方裁判所訪問時に、
現地国営メディアからのインタビュー取材を受けた。

2月10日は、終日、科学技術省、日弁連、JICA共催の「Workshop on the Development of IP System」を行った。 科学技術省の知財担当部署のトップであるモー・モー・トゥエ博士を始めとする科学技術省関係者だけでなく、連邦最高裁、教育省、法務長官府、ミャンマー弁護士協会、ミャンマー商工会議

ワークショップ参加のミャンマー関係機関の皆さんとの集合写真

所連盟、現地法律事務所からも参加があった。2月11日は、終日、連邦最高裁、日弁連、JICA共催の「Workshop on IP Dispute Resolution」を行った。参加者は、連邦最高裁事務総長エイ・エイ・チッ・テ女史を始めとする最高裁知財関係幹部判事と科学技術省、法務長官府の知財関係幹部であった。

なお、ネピドー滞在中、私を含めた数名で連邦最高裁長官、法務長官府、科学技術省副大臣への表敬訪問を行った。各表敬訪問先において、日本の官民挙げての支援に感謝の言葉が伝えられるとともに、今後の継続的な支援への期待が表明された。

今回の訪問を通じて、新たに知的財産制度を構築しようとする国の熱意を肌で感じることができた。ミャンマーの知的財産制度と知財紛争処理システムが構築される際に、今回の訪問団の情報提供やワークショップが少しでもお役に立てば幸甚である。今回の調査結果及びワークショップの詳細については、月刊知財ぷりずむ2016年4月号から6月号に報告書が掲載されているのでご参照されたい。

ミャンマー連邦最高裁とのワークショップ（2016年5月再訪問）

日弁連知的財産センター特許PT座長（元委員長）　伊原　友己

1. 5月再訪問の概要

幸いにも2月実施の公式訪問（以下「2月訪問」）は、ミャンマーの知財関係省庁から、非常に充実したものであったとの高い評価を受けることができた。

そして、2月訪問後、すぐにミャンマー側から、知的財産訴訟システム（審査審判的な産業財産権の成立や無効手続におけるシステムとの関連性の問題も含む。）の構築に向けて、さらに突っ込んだ議論をするために連邦最高裁（首都ネピドー）において数日間のワークショップを開催したいので協力して欲しいという要望が、JICAへ寄せられた。

この要請を受けてJICA、法務省法務総合研究所と、日弁連知的財産センター及び弁護士知財ネットは鋭意調整をし、2月訪問メンバーの中から、小松陽一郎会員（大阪）、三村量一会員（第一東京）、松井真一会員（第一東京）、熊谷健一教授（明治大学）及び筆者の5名を選定して、ゴールデンウィーク中である2016年5月2日（月）～6日（金）〔5日間〕、いずれも午前10時～午後4時過ぎまでにわたって開催されるワークショップへ派遣することとした（移動日を入れると5月1日～8日の旅程であった。なお、小松陽一郎会員と筆者は、5月3日（火）からの参加）。かかる日程での開催となったのは、再訪問メンバーの日程が合うのが、このときぐらいしかなかったためである。

連邦最高裁庁舎　（左側部分）連邦最高裁　（右側部分）憲法裁判所
この裏手に1階が大会議室、2階が講堂等となっている別館があり、ワークショップはその大会議室で行われた。

2. ミャンマー連邦最高裁でのワークショップ

(1)　ミャンマー側参加メンバーは、連邦最高裁のティン・ヌエ・ソー部長（知財訴訟ワーキンググループ・ヘッド〔判事〕）を含む15名の裁判官、教育省（将来のミャンマー知的財産庁のスタッフとなる立場の方々）のモー・モー・トゥエ知的財産部長以下5名、そして法務長官府から5名である。日本側参加メンバーは、訪問団の他、JICA専門家として現地に長期滞在している弁護士（小松健太会員（第二東京））、検事（國井弘樹検事）や特許庁審査官（上田真誠審査官）ら10名程度で、最終日には、ネピドー出張中の赤根智子法務省法務総合研究所所長にもご臨席いただいた。

会議風景：正面右側が赤根智子法務省法務総合研究所所長

(2)　テーマ等

このワークショップにおいては、知財訴訟における裁判官に対する技術的サポート体制や裁判官研修の在り方、知的財産庁での商標や特許、意匠などの産業財産権の設定登録や無効・取消手続の流れやポリシー（適正手続の問題、準司法手続としての位置づけの要否）、そこにおける行政判断の司法審査の問題（知的財産庁を被告とした訴訟をどうするのか、その場合の訴訟追行者は誰かという問題を含む）、知的財産権侵害訴訟の管轄問題、商標権侵害の判断基準や判断手法、知的財産権侵害訴訟における損害賠償金の算定の手法や、訴訟審理における証拠の要否、知的財産庁が訴訟や権利の設定登録や無効・取消手続を担当する場合の知的財産庁の組織の在り方等、実に様々な観点から、自由闊達な本音の意見交換が行われた。

ミャンマーでは、これまで行政優位の国家体制であったため、行政判断に対する司法審査やデュープロセスの価値観が浸透していない面もあり、ミャンマー側にとっては非常に興味深い議論の連続で、真剣な議論がなされた。

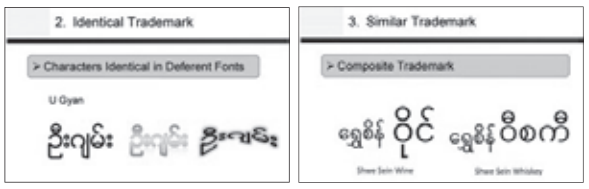

（上）松井会員のプレゼン風景。プレゼン資料には、現地の上田審査官と共同作成によるミャンマー語商標の類否サンプル（下左・下右）もあり、ミャンマー側の議論も活発になされて大変好評であった。

3. まとめ

長年の軍事政権下で成長が鈍化していたミャンマーが、「法の支配」の価値観を共有し、今後ASEANの中でも重要な地位を占める民主国家へと変貌を遂げるためには、引き続き痒いところに手の届く、ミャンマーサイドに寄り添った継続的な支援が必要である。知財訴訟実務（知財司法システムの在り方）についての知見と経験を有する日弁連の支援への期待が非常に大きいことが、強く実感された。今後とも、ミャンマーへの知的財産法を含む法整備支援については、法務省、裁判所、外務省、経済産業省特許庁、JICA、JETROなどの関係機関と連携のうえ、日弁連としても積極的に推進していくべきである。

知的財産推進計画2016とTPP締結に伴う法改正の動向

日弁連知的財産センター事務局次長　山口　裕司

2016年5月9日の知的財産戦略本部会合で知的財産推進計画2016が決定された。知的財産推進計画2016は、人工知能によって生み出される創作物や3Dプリンティングの知財制度上の取り扱いなどを検討した次世代知財システム検討委員会報告書や、専門家による査察制度の導入などの証拠収集制度の拡充等を検討した知財紛争処理システム検討委員会報告書を踏まえてまとめられており、将来の知的財産制度の青写真を示すものとも言える。また、2016年3月8日に国会に提出された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」も知的財産法を大きく改正する内容を含み、2016年の第190回通常国会では成立しなかったが、秋の臨時国会での審議の行方に目が離せないことになろう。日弁連では、2013年7月17日・7月19日・9月12日に「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見」、2016年1月29日に「『知的財産推進計画2016』の策定に向けた意見募集に対する意見書」、2016年5月7日に「知的財産戦略本部『次世代知財システム検討委員会報告書』に対する意見書」を提出して、議論に関わってきており、日弁連ウェブサイトで読むことができる。

HOME〉日弁連の活動〉会長声明・意見書等〉意見書等〉テーマ別〉知財